

# 国見町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（案）の概要

## 1【条例制定の背景】

環境に対する意識の高揚やゼロ・カーボン社会の実現に向けた再生可能エネルギー施策の推進により、再生可能エネルギー発電設備の設置が全国的に増加する一方、不十分な施工による災害発生の恐れや、立地地域でのトラブル、山林伐採による自然や景観破壊、事業終了後の設備放置に係る懸念等が課題となっている。

本町においても、近年、太陽光発電設備の設置の他、近隣自治体において風力やバイオマスを利用した事業が計画されていることから、自然や景観、地域住民、災害などに配慮した再生可能エネルギー事業の運営が求められている。

## 2【条例制定の目的】

本町の豊かな自然環境及び安全安心な生活環境の保全と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、自然環境及び生活環境に配慮した豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。

本条例の制定により、事業計画の協議段階から、事業終了後の廃止・設備撤去までの事業期間において、町・事業者・住民の責務などの必要な事項について定め、事業実施前の周辺関係者等への説明、助言、指導、勧告及び公表など町の権限等を規定し、適切な事業の推進を図ることが可能となる。

## 3【適用となる事業】

**発電出力 10 キロワット以上の再生可能エネルギー発電事業**

ただし、太陽光を再生可能エネルギー源とする事業で次に該当するものは適用外となる。

・建築物の屋根、屋上又は壁面で行う事業

※実質的に一体と認められる場所で、複数の再生可能エネルギー発電設備に分割して設置する場合、合算した発電出力で適用となる。

※既存の再生可能エネルギー発電設備を増設することにより、上記の発電出力以上となる事業も適用となる。

## 4【工事着手前までの手続き】

### ■説明会の開催

- ・事業者は、住民等に対し事業の内容等に関する説明会を開催しなければならない。住民等の理解を得られるように努めなければならない。
- ・住民等は、説明会を開催した事業者に対し、事業の内容等について意見を申し出ることができる。
- ・意見の申出があった場合は、事業者は住民等と誠意をもって協議をしなければならない。

### ■事業実施に係る届出

- ・説明会を開催した後に、当該事業に着手しようとする日の90日前までに町へ届出をしなければならない。

### ■同意

- ・町内でこの条例の適用となる事業を実施しようとするときは、町長の同意を得なければならない。

## 5【工事着手等の手続き】

### ■【着手等の届出】

- ・同意を受けた後に、再生可能エネルギー発電設備の設置工事に着手するとき、もしくは工事が完了したとき、または工事を中止し、もしくは中止していた工事を再開するときは、速やかに町へ届出をしなければならない。

### ■【事業の終了等の届出】

- ・再生可能エネルギー発電事業を終了するときは、あらかじめ町へ届出をしなければならない。
- ・再生可能エネルギー発電設備の撤去が完了したときは、撤去完了後30日以内に町へ届出をしなければならない。

## 6【町による指導等】

### ■助言、指導又は勧告

- ・事業者に対して助言、指導及び勧告を行うことができる。

### ■公表

- ・正当な理由なく勧告に従わないときは、勧告内容を公表することができる。
- ・公表前、事業者に対して弁明の機会を付与する。